

# CBRNE テロ等における健康危機管理の 行政対応の現状（案）

平成 31 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた包括的な  
CBRNE テロ対応能力構築のための研究」  
研究代表者 小井土雄一（国立病院機構災害医療センター）

分担研究 「CBRNE テロ発生時の包括的行政対応に関する研究」

研究分担者：愛知医科大学 災害医療研究センター 高橋 礼子

## 目次

1	基本的事項と脅威評価.....	1
2	大規模イベント時のテロ発生予防と事前準備.....	2
3	対応時の組織体制.....	5
3-1	政府全体の体制.....	5
3-2	厚生労働省の体制.....	8
3-2-1	覚知.....	9
3-2-2	指揮系統.....	10
3-2-3	内部での情報集約（省内・関係省庁間・地方自治体等）.....	12
3-2-4	外部への情報発信.....	17
4	事案発生時の対応.....	19
4-1	検知.....	19
4-2	医療対応.....	22
4-2-1	対応人材.....	23
4-2-2	必要資機材.....	25
4-2-3	対応可能と考えられる医療機関.....	27
4-3	疫学調査.....	29

資料一覧：別添 1

参考資料一覧：別添 2

## 1 基本的事項と脅威評価

CBRNE テロにおける基本的な情報（各原因物質の特性、症状、治療方法等）については、厚生労働科学研究等に基づいた知見が、専門機関等により公開されている。各原因物質の基本的事項・脅威評価の情報については、以下資料・参考サイト等を参考にする。

### 【資料①】

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 厚生労働省）

第 2 化学テロに関する危機管理の対応について 2 . 事件発生時の対処

第 3 生物テロに関する危機管理の対応について 2 . 事件発生時の対処

（6）生物剤として使用される可能性が高いと考えられる感染症

### 【参考サイト】

- 公益財団法人 日本中毒情報センター  
<https://www.j-poison-ic.jp/>
- 国立保健医療科学院 バイオテロ対応ホームページ  
<https://h-crisis.niph.go.jp/bt/>
- 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所  
放医研ライブラリ 教材資料・アニメーション  
<https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/education/index.html>

## 2 大規模イベント時のテロ発生予防と事前準備

厚生労働省では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京オリパラ）に向けたセキュリティ強化の観点で、関係省庁との情報共有体制強化を図っている（資料②）。

また平時から、CBRNE テロ全般の発生予防としては主に原因物質の管理体制強化（資料①、③）を、感染症については検疫体制の充実（資料④）という形で取り組んできたが、特に大規模イベント開催前や原因物質の紛失・盗難事件後等には、テロ等の原因物質となり得る毒劇物等の管理徹底の再周知を行ってきた（C：資料⑤～⑬、B：資料⑭～⑰、E：資料⑱～⑳）。

更に令和元年度から2年度にかけての大規模イベント（東京オリパラ、ラグビーワールドカップ2019等）に向けては、各都道府県における事前準備として、化学災害・テロ対応医薬品の国家備蓄が活用可能となり、更なる体制強化が図られている（資料㉑）。

### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成15年12月15日 厚生労働省）

- 第2 1. (1) 毒物劇物の管理強化
- 第3 1. (1) 病原性微生物等の管理強化

### 【資料②】

厚生労働省における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全に関する情報集約について

（平成29年7月25日 大臣官房厚生科学課政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室）

### 【資料③】

主なテロの未然防止対策の現状（平成29年12月7日 内閣官房）

- 4. NBC（核・生物・化学）テロ等への対処の強化
  - (1) 核物質、放射性物質、生物剤、化学剤等の管理体制等の強化
  - (3) 爆弾テロ防止条約の締結に伴う関係国内法の整備
  - (4) 爆発物や病原体等を輸入してはならない貨物にすることによる輸入管理の強化
  - (5) 大線量放射線源に係る輸出入管理の導入
  - (6) 放射線源の登録管理制度の導入
  - (7) 核テロ防止条約及び核物質防護条約改正の締結に伴う関係国内法の整備
  - (8) 爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化

### 【資料④】

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について

（平成28年2月10日 健康局結核感染症課長）

- Ⅱ. 1. 平時の質問、診察、検査等

【資料⑤】

G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う 毒物及び劇物の適正な保管管理について

(平成 31 年 4 月 25 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長)

【資料⑥】

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について

(平成 31 年 1 月 30 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長)

【資料⑦】

シアン化カリウムに関する状況提供及び状況確認

(平成 31 年 1 月 29 日 厚生労働省医政局地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室)

【資料⑧】

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

(平成 30 年 7 月 24 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長)

【資料⑨】

毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

(平成 30 年 2 月 2 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長)

【資料⑩】

シアン化ナトリウムに関する情報提供及び状況確認

(平成 30 年 2 月 2 日 厚生労働省医政局地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室)

【資料⑪】

ミサイルの推進剤に関する情報提供及び状況確認

(平成 29 年 8 月 17 日 厚生労働省医政局地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室長)

【資料⑫】

シアン化金カリウムの適正な管理等の徹底について

(平成 23 年 1 月 28 日 厚生労働省医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室長)

【資料⑬】

毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について

(平成 21 年 6 月 2 日 厚生労働省医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室長)

【資料⑭】

生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤・毒素等を取扱う施設)

(平成 27 年 4 月 厚生労働省)

【資料⑮】

医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における病原性微生物等の管理の強化について

(平成 17 年 3 月 30 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局指導課長・医政局経済課長・健康局総務課長・健康局結核感染症課長)

【資料⑯】

<研究機関等向け>病原性微生物等の管理の強化について

(平成 15 年 12 月 17 日 大臣官房厚生科学課長)

【資料⑰】

＜自治体向け＞病原性微生物等の管理の強化について

(平成 15 年 12 月 17 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局指導課長・経済課長・健康局総務課長)

【資料⑱】

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

(平成 31 年 1 月 10 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 総務課長、医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長)

【資料⑲】

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

(平成 21 年 12 月 2 日 厚生労働省医薬食品局 総務課長、審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長)

【資料⑳】

過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

(平成 19 年 9 月 14 日 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長)

【資料㉑】

大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について

(令和元年 7 月 11 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課・健康危機管理・災害対策室)

【参考資料 I】

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱

(平成 29 年 12 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)

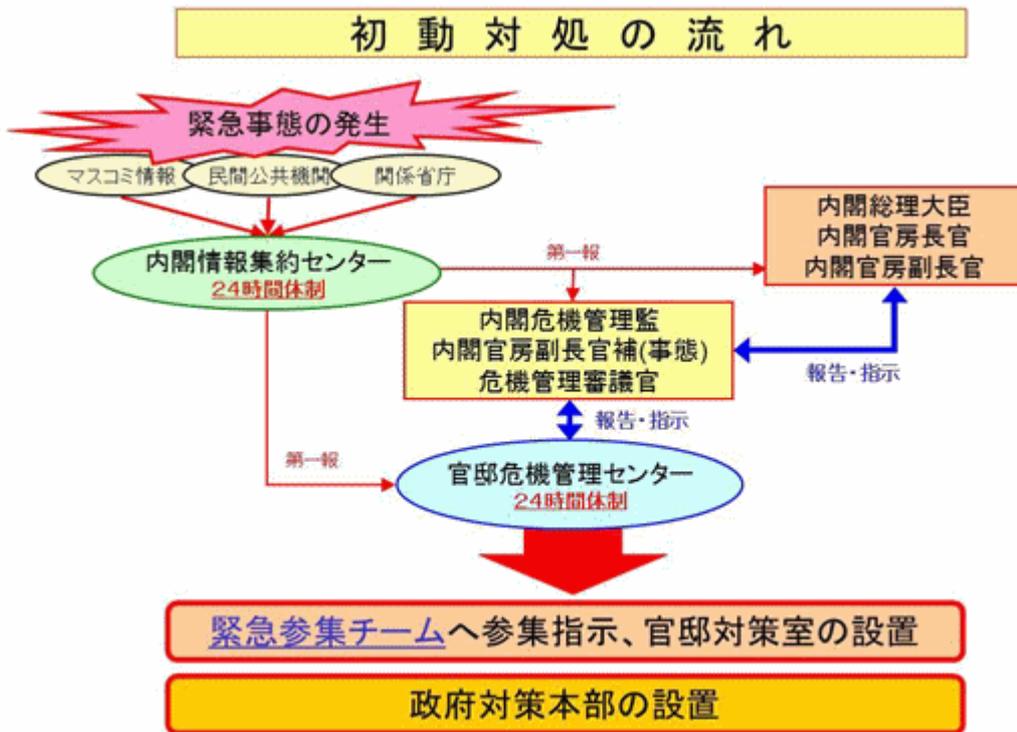
### 3 対応時の組織体制

#### 3-1 政府全体の体制

テロ等の緊急事態発生時の政府全体の体制としては、まずはテロ等を認知した関係省庁等が内閣情報集約センターを通じて内閣総理大臣等に連絡・報告すると共に、関係省庁に連絡・情報共有を行う。またその報告等を基に、内閣総理大臣の判断により、緊急対処事態/武力攻撃事態等対策本部を総理大臣官邸内の危機管理センターに設置し、各種対応を行う（資料⑳）。その際、対策本部長は、テロ等の状況・防止策の実施状況等について広報し、パニックが生じないように努めることとしている（資料㉑）。

また、テロ等の緊急事態が発生してから、実際に国民保護法が適応となる緊急対処事態として認定されるまで（少なくとも3～6時間程度は必要）は、災害対策基本法・災害救助法（化学テロ・爆発テロ）や感染症法（生物テロ）による対応となる。しかし核・放射線テロについては、明確に適応となる法律がないのが現状である（原子力発電所へのテロの場合は、原子力災害対策特別措置法が適応される）。

なお、緊急対処事態から更に武力攻撃事態に移行する場合もあるが、緊急対処事態での対応は、武力攻撃事態の対応に準じて行われることになっている（資料㉒）。

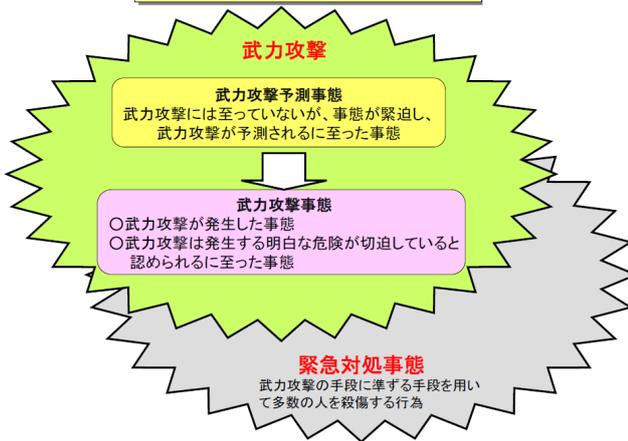


出典：内閣官房ホームページ

（内閣官房について > 組織図・事務概要 > 内閣官房副長官補）

<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/fukutyoukanho.html>

### 武力攻撃対処の概念

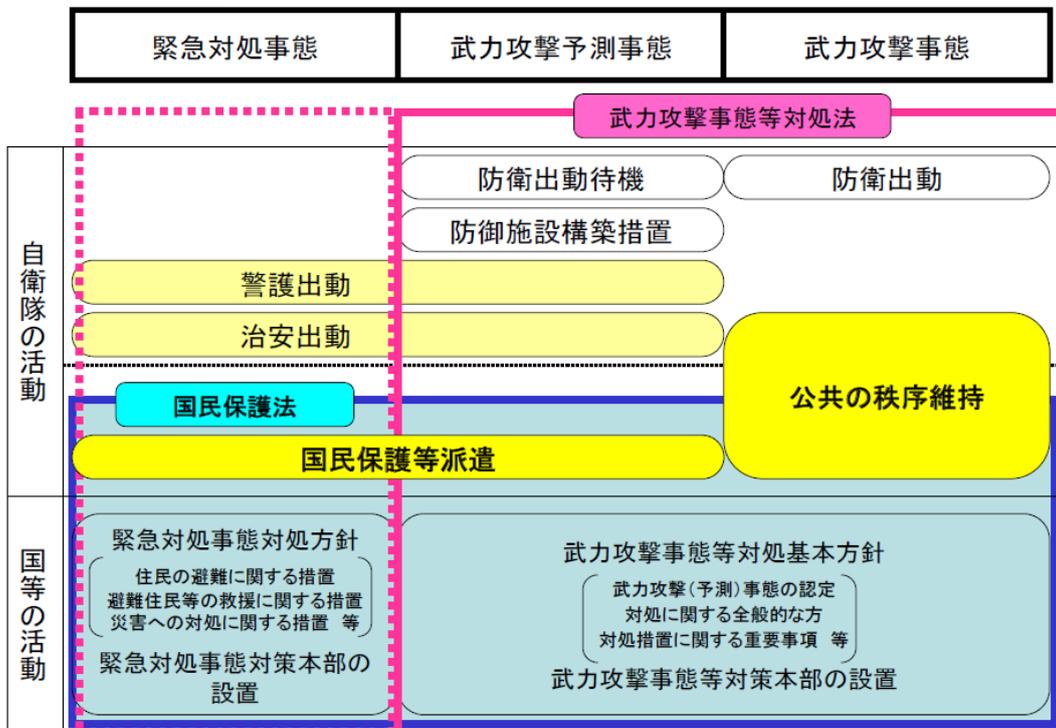


### 想定される事態区分と類型

国民保護計画では、対象とする2つの事態ごとに、**武力攻撃事態**4類型及び**緊急対処事態**4類型を想定しています。

事態区分	事態の類型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻
	② ゲリラや特殊部隊による攻撃
	③ 弾道ミサイル攻撃
	④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険性を内在する物質を有する施設などに対する攻撃 ・ 原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破など
	② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関などに対する攻撃 ・ ターミナル駅や列車の爆破など
	③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質などによる攻撃 ・ サリンや炭疽菌の大量散布など
	④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃など ・ 航空機による自爆テロなど

### 事態対処法との関係



出典：札幌市ホームページ

平成 18 年度第 2 回札幌市国民保護協議会幹事会 会議資料

資料 1 武力攻撃事態及び緊急対処事態について

[http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/kokumin/2\\_kanji/documents/20060830\\_siryou1.pdf](http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/kokumin/2_kanji/documents/20060830_siryou1.pdf)

【資料⑳】

NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について

(平成 29 年 9 月 4 日 NBCテロ対策会議)

第 2 1 事件等発生時の通報

第 4 1 対策本部の設置

2 対策本部会議

第 7 1 関係省庁等における体制の整備等

【資料㉑】

国民保護に関する基本指針 (平成 29 年 12 月 19 日 閣議決定)

第 4 章 第 3 節 4 NBC攻撃による災害への対処

第 5 章 緊急事態等への対処

【参考資料 I】(再掲)

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱

(平成 29 年 12 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)

【参考サイト】

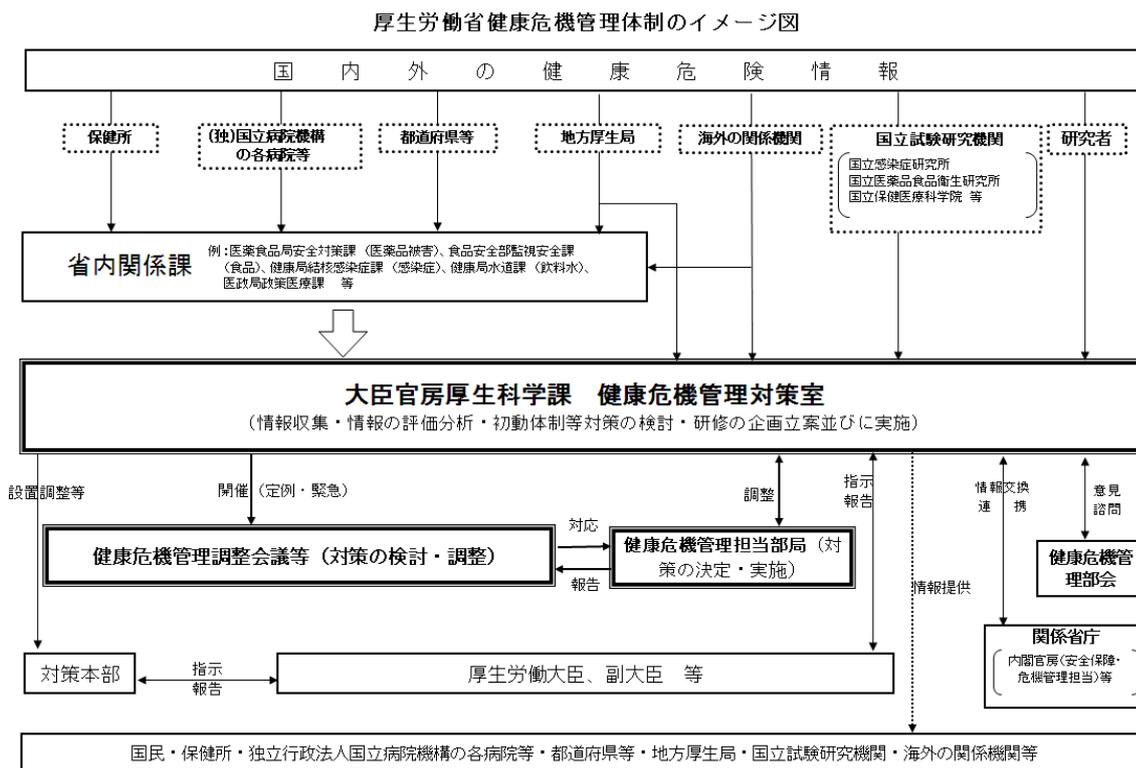
- 内閣官房ホームページ

(内閣官房について > 組織図・事務概要 > 内閣官房副長官補)

<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/fukutyoukanho.html>

### 3-2 厚生労働省の体制

厚生労働省では、関係部局等から国内外の状況について情報収集をおこない、部局横断的な組織である健康危機管理調整会議において、健康危機管理対策を実施することとしている。テロ等の重大な健康危機事案が発生した場合には、直ちに健康危機管理調整会議を招集し、対策本部の設置、職員や専門家の現地への派遣、国民に対する健康危険情報の提供など必要な対応策を実施する。



出典：厚生労働省ホームページ

（厚生労働省における健康危機管理施策について（一部改変））

<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/03/01.html>

### 3-2-1 覚知

厚生労働省では、事態の早期覚知のため、都道府県等において通常と異なる患者等を把握した場合には、厚生労働省への報告を行うよう求めている（資料①）。

特に感染症については、医療機関に受診することで初めて覚知される可能性が高いため、異常な感染症の発生動向を認めた場合には、保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所感染症情報センターへ直ちに情報提供を行うこととなっている（資料①）。更に、都道府県等経由で報告を受けた厚生労働省健康局は、異常な感染症の発生動向を認めた場合には、その内容を関係省庁等に連絡する（資料⑭、⑮）ことで、前述の政府全体の体制確立に寄与する。

#### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 厚生労働省）

- 第 1 2 （1）通常とは異なる重症患者等の把握に関する情報提供の依頼
- 第 3 2 （1）異常な発生動向を認めた場合の対応
- （2）異常な感染症が発生した場合の対応

#### 【資料⑭】（再掲）

国民保護に関する基本指針（平成 29 年 12 月 19 日 閣議決定）

第 4 章 第 2 節 5 （2）生物剤による攻撃の場合の医療活動

#### 【資料⑮】

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

- 第 5 章 第 3 節 1 （3）生物剤による攻撃の場合

#### 【参考資料Ⅱ】

関係省庁等の生物テロへの対処要領について

（平成 28 年 1 月 29 日 NBC テロ対策会議幹事会）

### 3-2-2 指揮系統

厚生労働省は、CBRNE テロを含む健康危機事案が発生した場合（若しくは発生する恐れがある場合）には、関係部局間の円滑な調整を図るため、厚生労働省健康危機管理調整会議（資料⑲、⑳）又は国民保護調整会議（資料㉑）（以下、「連絡会議」という。）を開催すると共に、政府に事態対策本部/緊急対処事態対策本部が設置された場合には、厚生労働省国民保護/事態対策本部（以下、「省対策本部」という。）を設置し、各種対応を行う（資料④、㉑、㉒）。更に、状況に応じて被災地への職員の派遣や厚生労働省現地対策本部の設置を行う（資料㉑）。

#### 【資料④】（再掲）

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について

（平成 28 年 2 月 10 日 健康局結核感染症課長）

- Ⅲ. 3. 対策本部
  - （1）対策本部の設置
  - （2）対策本部の機能
  - （3）対策本部の解散

#### 【資料㉑】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

- 第 1 節 1 厚生労働省国民保護連絡会議の設置
- 第 3 節 1 （1）厚生労働省国民保護対策本部の設置
- 2 職員の派遣
- 3 厚生労働省現地対策本部の設置

#### 【資料⑲】

厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令（平成 30 年 10 月 15 日）

#### 【資料⑳】

厚生労働省健康危機管理基本指針（平成 13 年改訂 厚生労働省）

- 第 2 章 健康危機管理担当部局等における対応
  - 第 2 節 対策決定過程
  - 第 3 節 対策本部の設置等
- 第 3 章 厚生労働省健康危機管理調整会議
  - 第 3 節 業務

#### 【資料㉑】

感染症健康危機管理実施要領（平成 25 年 10 月一部改正 厚生労働省健康局）

- 3 （2）緊急時対応 [1] 初期対応方針の決定

**【参考資料Ⅲ】**

厚生労働省東京オリンピック・パラリンピック健康危機管理連絡会議の設置について  
(平成 29 年 7 月 11 日 大臣官房厚生科学課)

**【参考資料Ⅳ】**

地方厚生(支)局における健康危機管理実施要領 (平成 18 年 8 月 厚生労働省)

**【参考資料Ⅴ】**

地方厚生(支)局における健康危機管理実施要領 地方厚生(支)局における健康危機管理  
対応マニュアル (平成 18 年 8 月 厚生労働省)

**【参考資料Ⅵ】**

天然痘対応指針 (平成 16 年 5 月 14 日 厚生労働省健康局結核感染症課)

### 3-2-3 内部での情報集約（省内・関係省庁間・地方自治体等）

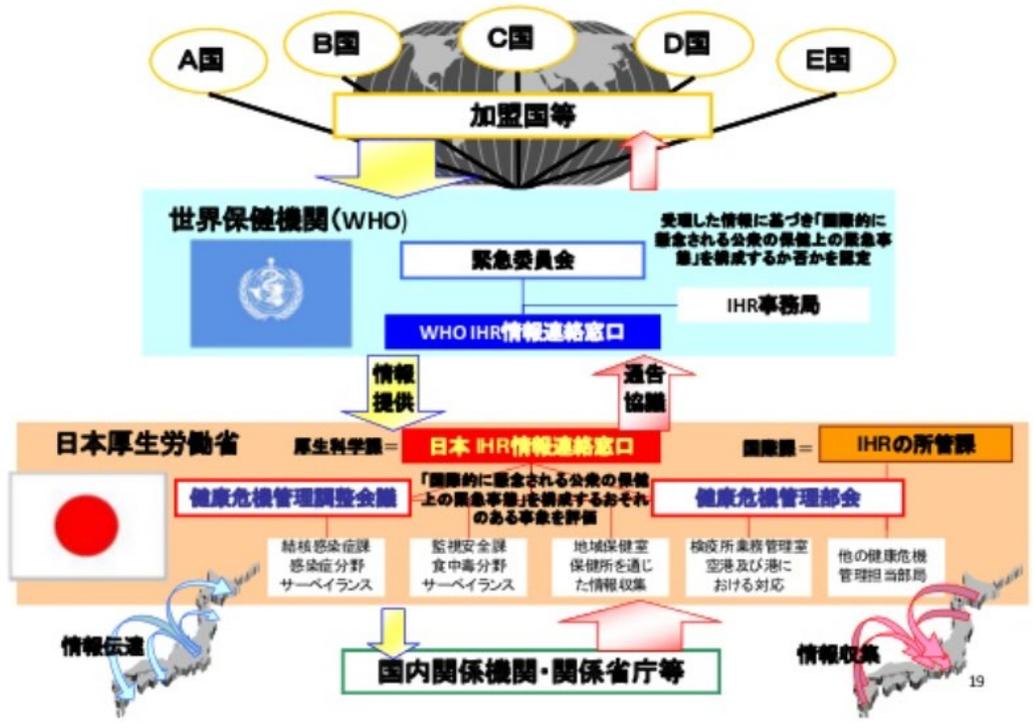
厚生労働省関係部局では、テロ等発生時には被災都道府県・市町村からの情報に限らず、あらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局/省対策本部事務局に報告する。またこの報告を踏まえ、連絡会議事務局/省対策本部事務局は、テロ等が発生した日時、場所又は地域、状況の概要、人的及び物的被害の状況等の情報を収集・整理し、対策本部長に速やかに報告する（資料④、⑭、⑯、㉑）。また厚生労働省で覚知した、テロ等を含む緊急性・重要性の高い事案や他省庁に関連する事案については、官邸危機管理センター/政府対策本部や関係省庁に連絡する事となっている（資料㉒、⑯、㉑、㉓）。

このような連絡・報告体制を確立するために、厚生労働省関係部局では、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図ると共に、発災時に即応可能となるよう、通信訓練を積極的に実施することとされている（資料⑭）。また各部局内において、緊急事態の第一報を受けた者が内部部局等に連絡をとることができるよう、各部局内における連絡体制を確立すると共に、地方自治体等との連絡体制の構築に努めるとされており、休日・夜間においても緊急事態情報を受けられることができる体制確保が求められている（資料④、⑭）。

なお WHO に対する国際的な情報共有としては、改正国際保健規則（IHR2005）に基づき「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象」について評価を行い、これに該当する場合は IHR 連絡窓口（厚生科学課）を通じて報告を行う。

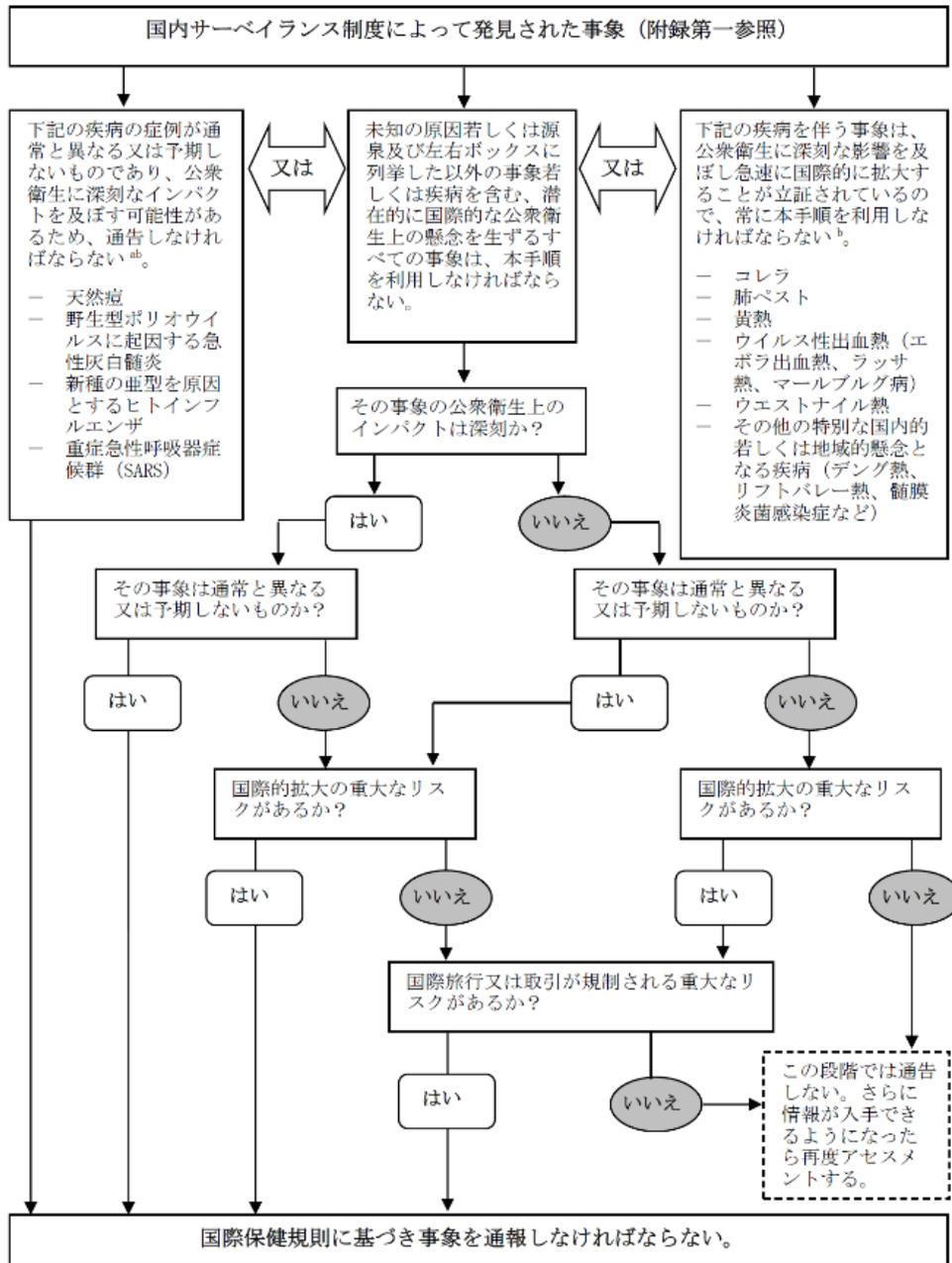
注）IHR に基づく報告は、感染症以外の場合でも、下記フローチャートで該当する事象（例：東日本大震災後の原子力発電所への影響）であれば報告を行う。

# 国際保健規則(IHR2005)に基づく主な情報の流れ概要図



附録第二

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象の  
アセスメント及び通報のための決定手続



出典：厚生労働省ホームページ

（政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 国際関係 > 日本と WHO > 国際保健規則 日本語（仮訳））

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusai gyomu/kokusai hoken\\_j.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusai gyomu/kokusai hoken_j.html)

- 国際保健規則（IHR2005）における情報の流れ（一部改変）
- 附録（仮訳）：附録第二

【資料④】（再掲）

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について

（平成 28 年 2 月 10 日 健康局結核感染症課長）

- Ⅱ. 2. 感染症情報の収集、評価及び提供
  - （1）情報の収集
  - （2）情報の分析、評価
- 3. 連絡網の整備及び確認

【資料⑫】（再掲）

NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について

（平成 29 年 9 月 4 日 NBCテロ対策会議）

- 第 2 2 情報連絡体制の整備
- 第 3 2 関係省庁等による通報及び協議調整

【資料⑭】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

- 第 1 章 第 1 節 1 厚生労働省国民保護連絡会議の設置
  - 3（1）体制の整備
  - （2）職員の参集
- 第 6 章 第 1 節 2 被災情報等の収集・提供
- 第 2 節 通信の確保

【資料⑯】（再掲）

厚生労働省健康危機管理基本指針（平成 13 年改訂 厚生労働省）

- 第 2 章 第 1 節 健康危険情報の収集
- 第 2 節 対策決定過程
- 第 5 節 健康危険情報の提供

【資料⑰】（再掲）

感染症健康危機管理実施要領（平成 25 年 10 月一部改正 厚生労働省健康局）

- 3（1）[1] 情報の収集
- [3] 関係課・省庁への情報提供
- [4] 初動時のリスク評価と留意点
- （2）[1] 初期対応方針の決定
- [2] 危険がなくなるまでの間の監視体制

【資料⑱】

厚生労働省における緊急事態発生時の報告体制（平成 20 年 4 月 21 日 厚生労働省）

- 1 緊急事態の定義等
- 2（1）第一報について
- （2）第一報後の対応について
- 3 各部局内等における連絡体制について

【参考資料Ⅱ】（再掲）

関係省庁等の生物テロへの対処要領について

（平成 28 年 1 月 29 日 NBC テロ対策会議幹事会）

【参考資料Ⅳ】（再掲）

地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領（平成 18 年 8 月 厚生労働省）

【参考資料Ⅴ】（再掲）

地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領 地方厚生（支）局における健康危機管理  
対応マニュアル（平成 18 年 8 月 厚生労働省）

### 3-2-4 外部への情報発信

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民に対して攻撃状況・国民保護措置の実施状況・被害状況等の情報提供を行う（資料②④）。また健康危機管理部局は、重大な健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、速やかにその内容を公表する（資料②⑥、②⑦）。その際、不確実な情報の下での決定の場合は、前提の情報・制約条件等も併せて公表することとする（資料②⑥）。情報提供の際は、適宜広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に登録された医療機関等の連絡先も活用する（資料①）。

この内、化学剤によるテロの場合は、原因物質が特定された際には、医療関係者及び地方公共団体に対し、診断・治療法等の情報提供を行う（資料①、②③）。

また生物剤によるテロの場合は、感染の原因が特定された際には、治療法等の情報提供を行うと共に、ワクチン接種に関する情報も広報し、必要に応じて予防接種法に基づいて都道府県知事に予防接種を指示する（資料①、②③、②④）。特に天然痘に関しては、直接的な健康被害の他に、感染不安に伴うパニックへの対応も必要であり、症状・ワクチン接種の効果、まん延防止活動等を積極的に広報・情報提供を行う必要があるため、適切な広報・情報提供を行うための事前の素材準備をすようにされている（参考資料VI）

#### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 厚生労働省）

- 第 1 1. (2) 災害発生に備えた情報連絡体制の点検・確認
- 第 2 化学テロに関する危機管理の対応について
  1. (3) 化学剤等に関する一般情報と対処要領等
  2. 事件発生時の対処
- 第 3 生物テロに関する危機管理の対応について
  1. (3) 住民や医療関係者への情報の提供・公表
  2. (2) 異常な感染症が発生した場合の対応
    - (4) 炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について
    - (5) 感染症の適切な診断・治療
    - (6) 生物剤として使用される可能性が高いと考えられる感染症

#### 【資料②③】（再掲）

国民保護に関する基本指針（平成 29 年 12 月 19 日 閣議決定）

- 第 4 章 第 2 節 5 (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動
  - (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動
- 第 3 節 4 NBC 攻撃による災害への対処

#### 【資料②④】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

- 第 2 章 ③国民に対する情報提供

第5章 第3節 1 (3) 生物剤による攻撃の場合

【資料②⑥】(再掲)

厚生労働省健康危機管理基本指針(平成13年改訂 厚生労働省)

第2章 第2節 対策決定過程

第5節 健康危険情報の提供

【資料②⑦】(再掲)

感染症健康危機管理実施要領(平成25年10月一部改正 厚生労働省健康局)

3 (3) [1] 対策決定後の情報公開

【参考資料Ⅴ】(再掲)

地方厚生(支)局における健康危機管理実施要領 地方厚生(支)局における健康危機管理  
対応マニュアル(平成18年8月 厚生労働省)

【参考資料Ⅵ】(再掲)

天然痘対応指針(平成16年5月14日 厚生労働省健康局結核感染症課)

広報及び情報提供 I 基本的な考え方

【参考資料Ⅶ】

原子力災害対策マニュアル(平成31年3月29日 原子力防災会議幹事会)

第2 第1編 第4章 全面緊急事態 19 健康調査・管理 <医療班>

(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談  
等

## 4 事案発生時の対応

### 4-1 検知

検知については、テロの原因物質により傷病者の発生状況が異なるため、対応方法も異なってくる。

化学剤によるテロの場合は、消防・警察・海保・自衛隊等は、適宜検知を実施し、その情報を保健所・地方衛生研究所・消防・医療機関等に共有する（資料⑬）。

生物剤によるテロの場合は、前述の関係機関による検知も行われる（資料⑬）が、実際には患者（テロ被害者）が医療機関に受診することによる発見も多いと思われる。このため厚生労働省は、感染症/症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を検知し（資料⑬、⑭）、情報収集・データ解析・疫学調査・関係者へのデータ提供・サーベイランス結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定する（資料⑬、⑭）。その際、「定点把握感染症の注意報・警報システム」等も活用する等、地方感染症情報センターにおけるサーベイランス結果の解析・分析を強化し、異常な動向の早期把握に努める（資料①）。また、地方衛生研究所等で異常な感染症の発生に関係すると思われる病原体を検出した場合（若しくは検出が疑われる場合）は、適宜国立感染症研究所に相談・検体送付の上、確認を行うこととされている（資料①）。更に、国外から1類感染症又は健康被害の危険が高い感染症の侵入する恐れが高い場合（主に国外での1類感染症等の発生・流行時を想定）には、特別検疫態勢をとる場合もある（資料④）

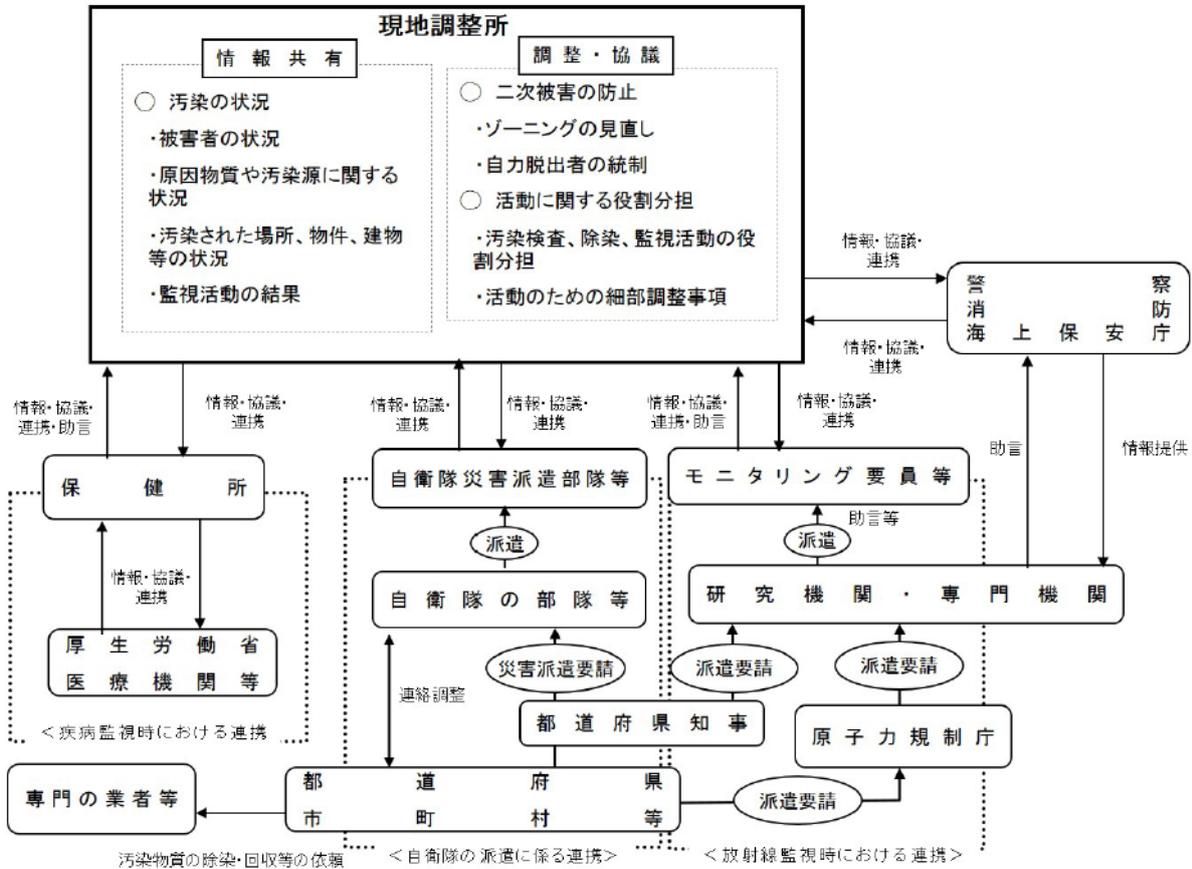
原子力施設へのテロ等の場合は、国（原子力規制委員会、防衛省、海上保安庁、水産庁、気象庁、環境省）、地方公共団体、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構）及び原子力事業者が、モニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めている（資料⑬）。

核物質によるテロの場合は、政府対策本部は、関係機関による核攻撃等の概略位置及び放射能による汚染の範囲に関する情報を集約し、汚染の範囲を特定すると共に、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等は、汚染物質に関する情報を保健所、地方衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関と共有することとされている（資料⑬）。

なおテロ現場等にて放射線を検知した場合、都道府県は、必要に応じて原子力規制庁に対し、専門機関（日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等）からの指導・助言を行う専門家、モニタリング要員の派遣の要請（及び他都道府県に対するモニタリングに係る応援要請）を行い、緊急時モニタリング体制の強化を行うとされている（資料⑭）。

汚染検査・除染等における連携モデル

図 3



出典：NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル

(平成 28 年 1 月 29 日改訂) NBCテロ対策会議幹事会Ⅳ. 汚染検査・除染等における連携モデル

【資料①】(再掲)

国内でのテロ事件発生に係る対応について (平成 15 年 12 月 15 日 厚生労働省)

- 第 3 1 (2) 感染症発生動向調査の励行と分析の強化
- 2 (3) 病原体確認検査の強化

- Ⅲ. 有事の危機管理体制
  - 1. 特別検疫体制の実施
  - 2. 特別検疫態勢時における検疫

【資料②】(再掲)

国民保護に関する基本指針 (平成 29 年 12 月 19 日 閣議決定)

- 第 4 章 第 2 節 4 (1) 医療活動を実施するための体制整備等
- 第 3 節 3 (2) 武力攻撃原子力災害への対処
  - ①体制の整備
  - ③モニタリングの実施
- 4 (1) 核攻撃等の場合

- (2) 生物剤による攻撃の場合
- (3) 化学剤による攻撃の場合

【資料⑳】(再掲)

厚生労働省国民保護計画(令和元年6月25日 厚生労働省)

- 第4章 第3節 1 (2) 医療活動を実施するための体制整備等
- 第5章 第3節 1 (3) 生物剤による攻撃の場合

【資料㉑】

NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル

(平成28年1月29日改訂 NBCテロ対策会議幹事会)

- IV 2 (2) 放射線監視(モニタリング)における連携

【参考資料I】(再掲)

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱

(平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)

【参考資料VI】(再掲)

天然痘対応指針(平成16年5月14日 厚生労働省健康局結核感染症課)

- 症候群別サーベイランス II 概要
- VI 実施期間
- V 業務内容

疫学調査及び接触者の管理 I 基本的な考え方

【参考資料VII】(再掲)

原子力災害対策マニュアル(平成31年3月29日 原子力防災会議幹事会)

【参考資料VIII】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の施行について(平成11年3月19日 健医発第458号)

## 4-2 医療対応

CBRNE テロにおける具体的な医療対応については、厚生労働科学研究等に基づき、教育・研修等の実施や資機材整備等がなされている。また、テロ被害者を医療対応に結び付けるための救助や搬送においては、関係機関との連携も必要になってくるため、基本的な考え方については、以下の参考資料を参考にする。

### 【参考資料IX】

救急医療機関における CBRNE テロ対応標準初動マニュアル

（平成 21 年 6 月 厚生労働科学研究事業「健康危機管理における効果的な医療体制のあり方に関する研究」班 編）

### 【参考資料X】

災害拠点病院・救命救急センター等救急医療機関における化学テロ対応標準初動マニュアル（改訂版）

（平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた化学テロ等重大事案への準備・対応に関する研究」

分担研究「化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院内）に関する研究」

### 【参考資料XI】

化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院前）活動に関する提言 ～被害者の救命率の向上と対応者の安全確保の両立を目指して～

（平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた化学テロ等重大事案への準備・対応に関する研究」

分担研究「化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院前）に関する研究」

### 【参考資料XII】平成 28 年度 救助技術の高度化等検討会報告書

（平成 29 年 3 月 消防庁国民保護・防災部参事官付）

## 4-2-1 対応人材

厚生労働省医政局では、NBC災害・テロ対策研修事業（医政局）等により、医療関係者等への武力攻撃災害時（NBC災害含む）の対応に関する教育を実施すると共に（資料⑳、㉑）、公的医療機関及び民間医療機関への救護班の派遣依頼や国立高度専門医療研究センター医療活動の実施依頼を行うとされている（資料㉒、㉓）。

また関係部局では、保健所・地方衛生研究所職員へのNBC災害研修を推進する（資料㉔）と共に、都道府県等への保健医療関係者の派遣要請等を行う（資料㉕）。特に生物剤によるテロに関しては、健康局により、保健医療関係者への教育研究の推進がなされると共に（資料㉖）、疾病ごとの専門家一覧が作成されているため、必要時に研究・調査等の依頼を行う事が可能となっている（資料㉗）。

なお神経剤による化学テロに対しては、医師・看護職員以外の現場対応者（消防・警察・自衛隊・海上保安庁の実働部隊隊員を想定）による解毒剤自動注射器の使用についても一定の条件の下で違法性が阻却されるとして、自動注射器研修の実施が進められている（資料㉘、㉙）。

注）核攻撃又は武力攻撃原子力災害時の「被ばく医療に係る医療チーム」（資料㉒、㉓）は、「原子力災害医療派遣チーム」（参考資料ⅩⅢ）と同義ではなく、原子力災害派遣チームの放射線テロ対応については明記されていない。一方で、量子科学技術研究機構量子医学・医療部門放射線医学総合研究所内の組織である「緊急被ばく医療支援チーム（REMAT）」は放射線テロについても対応する（引用文献参照）とされており、多数のチーム派遣でなければREMATの枠組みが優先的に活用される可能性が高いと考えられる。

### 【資料㉒】（再掲）

国民保護に関する基本指針（平成29年12月19日 閣議決定）

- 第4章 第2節 5 （1）核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
- （2）生物剤による攻撃の場合の医療活動
- （3）化学剤による攻撃の場合の医療活動
- 第3節 3 （2）武力攻撃原子力災害への対処 ②活動体制の確立

### 【資料㉕】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年6月25日 厚生労働省）

- 第4章 第3節 1 （1）救護班の派遣
- （2）医療活動を実施するための体制整備等
- （3）医療活動の実施
- （4）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
  - ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
  - ②生物剤による攻撃の場合の医療活動

### ③化学剤による攻撃の場合の医療活動

#### 第4節 2 保健医療関係者の派遣

#### 第5章 第3節 1 (1) 平素からの備え

##### 【資料⑳】(再掲)

感染症健康危機管理実施要領(平成25年10月一部改正 厚生労働省健康局)

#### 3 (1) [2] 専門家の把握

##### 【資料㉑】

化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について(依頼)

(令和1年12月2日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長)

##### 【資料㉒】

化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について(依頼)

(令和1年12月2日 厚生労働省医政局医事課長)

##### 【参考資料Ⅶ】(再掲)

原子力災害対策マニュアル(平成31年3月29日 原子力防災会議幹事会)

##### 【参考資料ⅩⅢ】

原子力災害医療派遣チーム活動要領

(平成29年3月29日 原子力規制庁放射線防護企画課)

##### 【参考資料ⅩⅣ】

原子力災害対策指針(令和元年7月3日 原子力規制委員会)

##### 【引用文献】

富永 隆子, 放射線災害・テロ対処と緊急被ばく医療支援チーム, 安全工学, 55(6), p.454-461 (2016)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/safety/55/6/55\\_454/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/safety/55/6/55_454/_pdf/-char/ja)

## 4-2-2 必要資機材

各種テロ等への対応において、関係部局は、国民保護措置のための施設・設備の整備・点検を実施しており（資料④、②④）、特に医政局ではNBC災害・テロ対策設備整備事業により、災害拠点病院及び救命センターに対して、資機材整備を進めている。また、各災害拠点病院等における医薬品備蓄体制や、各都道府県における緊急時の医薬品等の供給体制整備を図るようにも求めている（資料①）。

特に治療に必要な医薬品等については、原因物質毎に必要な医薬品等が異なり、各医療機関等における備蓄状況も異なるため、大臣官房厚生科学課・医政局・健康局は、特殊な医薬品（安定ヨウ素剤・天然痘ワクチン等）の備蓄・調達体制を整備・推進する（資料②③、②④）と共に、地方公共団体の物資・資材の状況把握・整備促進に努めている（資料②④）。更に、厚生労働省医薬・生活衛生局では、外国でのみ販売されている医薬品・医療機器でのみ治療可能な場合等は、特例的に緊急輸入の上で製造販売の承認を与えるとしている（資料②④）。

なお、「2 大規模イベント時のテロ発生予防と事前準備」でも示した通り、令和元年度から2年度にかけての大規模イベントに向けては、前述の「特殊な医薬品」の内、化学災害・テロ対応医薬品の国家備蓄が、各都道府県における事前準備として活用可能となっている（資料②①）。

### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成15年12月15日 厚生労働省）

- 第1 1. (3) 災害発生に備えた医薬品の備蓄
- (4) 医薬品等の安定供給の確保

### 【資料④】

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について

（平成28年2月10日 健康局結核感染症課長）

- II. 4. 措置に係る機材等の整備及び管理

### 【資料②①】

大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について

（令和元年7月11日 厚生労働省大臣官房厚生科学課・健康危機管理・災害対策室）

### 【資料②③】（再掲）

国民保護に関する基本指針（平成29年12月19日 閣議決定）

- 第4章 第2節 2 救援の実施
- 3 救援の内容 (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 4 その他の医療活動 (1) 医療活動を実施するための体制整備等
- 第7節 2 備蓄

【資料⑳】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年6月25日 厚生労働省）

第1章 第2節 4 （2）備蓄

（3）地方公共団体相互の連携体制の整備

第6章 第3節 海外からの支援の受入れ

【参考資料Ⅵ】（再掲）

天然痘対応指針（平成16年5月14日 厚生労働省健康局結核感染症課）

【参考資料ⅩⅣ】（再掲）

原子力災害対策指針（令和元年7月3日 原子力規制委員会）

【参考資料ⅩⅤ】

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和元年7月3日全部改正 原子力規制庁）

#### 4-2-3 対応可能と考えられる医療機関

各種テロにおいては、以下の施設にてテロ被災者の対応・治療が可能と考えられる。但し、非常に多数の傷病者が発生した場合などは、下記以外の施設にて対応せざるを得ない状況もあり得ると思われる（資料②③）。

##### 【化学・爆発】（資料①）

- 高度救命救急センター・基幹災害拠点病院
- 救命救急センター・災害拠点病院

##### 【生物】（資料②④）

- 特定感染症指定医療機関
- 第一種感染症指定医療機関
- 第二種感染症指定医療機関

##### 【核・放射線】（資料②③、④）

- 高度被ばく医療支援センター
- 原子力災害拠点病院
- 原子力災害医療協力機関

##### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 厚生労働省）

- 第 1 1. (1) 災害発生に備えた救急医療体制の点検

##### 【資料②③】（再掲）

国民保護に関する基本指針（平成 29 年 12 月 19 日 閣議決定）

- 第 4 章 第 2 節 4 (2) 医療活動の実施  
5 (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動  
第 5 節 2 (4) 医療の確保

##### 【資料④】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

- 第 4 章 第 3 節 1 (2) 医療活動を実施するための体制整備等  
(4) ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動  
②生物剤による攻撃の場合の医療活動

##### 【参考資料VI】（再掲）

天然痘対応指針（平成 16 年 5 月 14 日 厚生労働省健康局結核感染症課）

#### 4-2-4 搬送

広域後方医療施設への傷病者の搬送については、医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する（資料⑳）。

また、一類感染症患者の隔離等のため搬送は、搬送専用車両または適切な感染防止対策を講じた車両等を使用し、関係機関とは予め、連絡体制、役割分担、搬送方法、その他有症者への措置等について取り決めをしておくこととされている（資料④）。更に、エボラ出血熱患者の搬送については、保健所と消防機関との間で事前に協定等を締結することにより、搬送の協力を得ることができるとされている（参考資料XVII）ため、他の感染症患者の搬送についても、エボラ出血熱に準じた対応が可能である可能性が高い。

なお、原子力災害の際は道府県災害対策本部又は原子力事業者等から医療機関への搬送支援要請があった場合、現地実動対処班は緊急輸送関係省庁に緊急輸送支援の要請を行い、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置することとされている（参考資料VII）が、武力攻撃原子力災害や放射線テロで同様の対応が可能かは明記されていない。

#### 【資料④】（再掲）

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について

（平成 28 年 2 月 10 日 健康局結核感染症課長）

#### II 5. 患者輸送体制の整備

#### 【資料⑳】（再掲）

厚生労働省国民保護計画（令和元年 6 月 25 日 厚生労働省）

#### 第 4 章 第 3 節 1 （3）医療活動の実施

#### 【参考資料VI】（再掲）

天然痘対応指針（平成 16 年 5 月 14 日 厚生労働省健康局結核感染症課）

#### 【参考資料VII】（再掲）

原子力災害対策マニュアル（平成 31 年 3 月 29 日 原子力防災会議幹事会）

#### 【参考資料XVI】

感染症の患者の移送の手引きについて

（平成 16 年 3 月 31 日 厚生労働省健康局結核感染症課長）

#### 【参考資料XVII】

エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について

（平成 26 年 11 月 28 日 厚生労働省健康局結核感染症課長）

#### 4-3 疫学調査

明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合には、最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所感染症情報センターへ直ちに情報提供を行い、また、感染の原因等を究明し、迅速かつ適切な対策をとる必要がある（資料①）。特にその原因究明に際しては、積極的疫学調査を実施する（資料②）など、国の支援も含めて検討・対応することとされている。

##### 【資料①】（再掲）

国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成15年12月15日 厚生労働省）

第3 2 （1）異常な発生動向を認めた場合の対応

##### 【資料②】

積極的疫学調査の実施等について（平成11年3月30日健医感発第47号）

※積極的疫学調査の具体的要領

##### 【参考資料XⅧ】

ウイルス性出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け

（平成28年6月10日 国立感染症研究所）

##### 【参考資料XⅨ】

ペストに対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け

CBRNEテロ等における健康危機管理の行政対応の現状

資料一覧 ①～⑳

資料番号	文書名	発出年月日	発出元
①	国内でのテロ事件発生に係る対応について	平成15年12月15日	厚生労働省
②	厚生労働省における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全に関する情報集約について	平成29年7月25日	大臣官房厚生科学課政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室
③	主なテロの未然防止対策の現状	平成29年12月7日	内閣官房
④	検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について	平成28年2月10日	健康局結核感染症課長
⑤	G20 大阪サミット・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について	平成31年4月25日	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
⑥	毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について	平成31年1月30日	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
⑦	シアン化カリウムに関する情報提供及び状況確認	平成31年1月29日	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室
⑧	毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について	平成30年7月24日	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
⑨	毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について	平成30年2月2日	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
⑩	シアン化ナトリウムに関する情報提供及び状況確認	平成30年2月2日	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室
⑪	ミサイルの推進剤に関する情報提供及び状況確認	平成29年8月17日	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長
⑫	シアン化金カリウムの適正な管理等の徹底について	平成23年1月28日	厚生労働省医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室長
⑬	毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について	平成21年6月2日	厚生労働省医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室長
⑭	生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）	平成27年4月	厚生労働省
⑮	医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における病原性微生物等の管理の強化について	平成17年3月30日	厚生労働省大臣官房厚生科学課長 医政局指導課長 医政局経済課長 健康局総務課長 健康局結核感染症課長
⑯	<研究機関等向け>病原性微生物等の管理の強化について	平成15年12月17日	大臣官房厚生科学課長
⑰	<自治体向け>病原性微生物等の管理の強化について	平成15年12月17日	厚生労働省大臣官房厚生科学課長 医政局指導課長 経済課長 健康局総務課長
⑱	爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について	平成31年1月10日	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
⑲	爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について	平成21年12月2日	厚生労働省医薬食品局総務課長 厚生労働省医薬食品局審査管理課長 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
⑳	過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について	平成19年9月14日	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
㉑	大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について	令和元年7月11日 (事務連絡)	厚生労働省大臣官房厚生科学課・健康危機管理・災害対策室
㉒	NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について	平成29年9月4日	内閣危機管理監決裁 NBCテロ対策会議
㉓	国民保護に関する基本指針	平成29年12月19日	閣議決定
㉔	厚生労働省国民保護計画	令和元年6月25日	厚生労働省
㉕	厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令	平成30年10月15日	厚生労働省
㉖	厚生労働省健康危機管理基本指針	平成13年改訂	厚生労働省
㉗	感染症健康危機管理実施要領	平成25年10月一部改正	厚生労働省健康局
㉘	厚生労働省における緊急事態発生時の報告体制	平成20年4月21日	厚生労働省
㉙	NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル	平成28年1月29日	NBCテロ対策会議幹事会

③⑩	化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について（依頼）	令和元年12月2日	厚生労働省大臣官房厚生科学課長
③⑪	化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について（依頼）	令和元年12月2日	厚生労働省医政局医事課長

CBRNEテロ等における健康危機管理の行政対応の現状

参考資料一覧 Ⅰ～ⅩⅨ

資料番号	文書名	発出年月日	発出元
I	2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱	平成29年12月11日	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
II	関係省庁等の生物テロへの対処要領について	平成28年1月29日	NBC テロ対策会議幹事会
III	厚生労働省東京オリンピック・パラリンピック健康危機管理連絡会議の設置について	平成29年7月11日	大臣官房厚生科学課
IV	地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領	平成18年8月	厚生労働省
V	地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領 地方厚生（支）局における健康危機管理対応マニュアル	平成18年8月	厚生労働省
VI	天然痘対応指針	平成16年5月14日	厚生労働省健康局結核感染症課
VII	原子力災害対策マニュアル	平成31年3月29日	原子力防災会議幹事会
VIII	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の施行について	平成11年3月19日	健医発第458号
IX	救急医療機関における CBRNEテロ対応標準初動マニュアル	平成21年6月	
X	災害拠点病院・救命救急センター等救急医療機関における化学テロ対応標準初動マニュアル（改訂版）		平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業） 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた化学テロ等重大事案への準備・対応に関する研究」 分担研究「化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院内）に関する研究」
XI	化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院前）活動に関する提言 ～被害者の救命率の向上と対応者の安全確保の両立を目指して～		平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業） 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた化学テロ等重大事案への準備・対応に関する研究」 分担研究「化学テロ等発生時の多数傷病者対応（病院前）に関する研究」
XII	平成28年度 救助技術の高度化等検討会報告書	平成29年3月	消防庁国民保護・防災部参事官付
XIII	原子力災害医療派遣チーム活動要領	平成29年3月29日	原子力規制庁放射線防護企画課
XIV	原子力災害対策指針	令和元年7月3日	原子力規制委員会
XV	安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって	令和元年7月3日全部改正	原子力規制庁
XVI	感染症の患者の移送の手引きについて	平成16年3月31日	厚生労働省健康局結核感染症課長
XVII	エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について	平成26年11月28日	厚生労働省健康局結核感染症課長
XVIII	ウイルス性出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け	平成28年6月10日	国立感染症研究所
XIX	ベストに対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け		